

平成15年10月10日

屋外広告物法の特例に係る構造改革特別区域計画認定申請について

1, 目的

奈良市は美しい自然や、世界遺産に登録された社寺をはじめとする多くの歴史的建造物など優れた景観に恵まれた都市であり、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法において「古都」として位置づけられ景観について厳しく規制されている。

奈良に住む人又奈良を訪れる人が抱いている、奈良の美しい景観を阻害する広告物が近年道路や駅前周辺等に氾濫し、特に簡易なはり紙、はり札、立て看板等が美観風致を著しく損ねている状況である。

奈良市では毎月これらの違反広告物の簡易除却作業を実施しているが、屋外広告物法で定めている簡易除却できる物件には制限があるため、除却できない広告物がある等により実効性に欠けていた。

当該構造改革特別区域法による構造改革特別区域計画の認定を受けることにより、簡易除却の要件が緩和される。

このことにより、道路上に掲出されるほとんどの違反広告物が除却できることとなる。

観光地として、住宅地として美しい景観を維持していく上で違反広告物の是正措置の特例は多大な効果がある。

2, 認定申請日時 平成15年10月14日(火)

3, 認定予定日時 平成15年12月上旬予定

4, 構造改革特別区域の名称
奈良市屋外広告景観維持特区

5, 構造改革特別区域の範囲
春日山風致地区以西の全域及び東部地域の道路区域

6, 内容

違反広告物の簡易除却業務は屋外広告物法第7条第3項及び第4項の規定により実施しているが、簡易除却には一定の要件があり、はり紙やごく簡易なはり札、立看板に限定されている。これは材質が紙や布貼りのものに限定され、ベニヤ、プラスチック等のものは除却することができない。

景観保全や危険の防止という観点から現屋外広告物法による対応では不十分で、法改正が望まれていたところである。

構造改革特別区域法により屋外広告物法の簡易除却の要件が緩和され、屋外広告物法で定めている除却物件より多くの種類の違反広告物が除却できるようになるもので、他に「表示されてから相当の期間」経過したものしか簡易除却できないという要件もなくなる。

この認定を受けることにより、より多くの違反広告物が除却できることとなる。

簡易除却要件の緩和内容

1. これまで簡易除却できなかった物件を追加

- ・ これまで簡易除却できなかった物件の一例
 - ・ ベニヤ板、
 - ・ プラスチック板
 - ・ 鉄板等
 - ・ 広告旗（のぼり）
 - ・ パン等掲出物件
- } 直接塗装、印刷したはり札、立看板
- 容易に移動できる基礎共
ラック、置式のもの等

2. 期間要件を緩和

- ・ これまで表示されてから相当の期間が経過していないと除却できなかったが、期間を考慮することなく簡易除却ができる
(管理されずに放置され条例違反が明らかなものという要件はそのまま)

7, その他 この認定申請は奈良県と同時に申請（別申請）

担当課 都市計画部景観課色彩・広告物係

電話 内線 3 3 2 1